

・市政について

○ 議長（下村 栄君）次に、質問第 15 号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔15 番 古市 順子君登壇〕

○ 15 番（古市 順子君）通告いたしました 2 点について質問いたします。

平成 12 年に始まった介護保険制度は今年度大幅な改定が行われました。また、子ども・子育て支援新制度は今年度から始まりました。私は、両制度開始、改定に当たり懸念される問題点と対応について何度か質問してきました。今回は今年度実際にスタートをしてどうだったのか、またこれからの課題について質問いたします。

初めに、介護保険制度について質問します。安倍政権は新三本の矢で介護離職ゼロを掲げています。しかし、現実はどうでしょうか。4 月からの介護報酬大幅引き下げで介護事業所の倒産が相次いでいます。介護現場の人手不足は深刻であり、厚労省は 2025 年には介護労働者が 37.7 万人不足すると推計しています。

第 6 期となった介護保険制度の財政は、公費 50%、そのうち国が 25%、県と市町村が 12.5%、あとの 50%が介護保険料で、40 から 64 歳までが 28%、65 歳以上が 22%負担をしております。65 歳以上の保険料は、第 1 期は 17%、全国平均 2,911 円でしたが、今年度から 22%となり、5,514 円、第 1 期の 1.9 倍となっています。介護保険制度はその市町村の介護が充実すれば介護保険料が上がる仕組みです。公費負担をふやさない中で保険料負担は限界であり、介護保険制度そのものが限界だと言えます。

そんな中で、ことし 4 月からは介護報酬が収支状況などを反映した適正化等で 4.48%、処遇改善加算等を加えても 2.27%引き下げられました。介護事業のうち小規模デイサービスは約 9%と大幅に減額され、全国的には閉鎖した事業所が相次いでいます。ことし 4 月から 5 月の廃止、休止件数は全国で 3,612 件、前年同時期と比較して 15.8%ふえており、長野県でも 67 件となっています。市として介護報酬引き下げによる介護事業所への影響をどう捉えているか、市内で今年度廃止、休止した事業所はないか、お伺いをいたします。

介護職員の賃金は低く、全産業労働者平均の 7 割程度と言われていています。介護は給与が低く、仕事がきついという認識が一般的であり、介護現場では職員の入れかわりが激しいと聞いております。介護職員の処遇について市ではどのように把握しているか伺います。

今年度からの改定により懸念される問題点について 3 点お伺いします。1 点目は、特別養護老人ホームの入所対象者を要介護 3 以上に限定したことです。ことし 3 月末現在の特別養護老人ホームの在宅の方の入所希望者は市内で 696 人、そのうち要介護 1、2 の方は 189 人です。介護保険改定後、市内の特養ホームの介護度別の待機者数はどうなったのか、また要介護 1、2 の待機者にはどのように対応したか伺います。

2 点目は、一定以上の所得者の利用負担増です。ことし 8 月から介護保険に初めて利用料 2 割負担が導入されました。昨年 9 月議会の私の質問に対する答弁で、2 割負担となる方は 750 人程度、介護認定者の約 8.7%の見込みとのことでした。実際にはどうであったのか、

また必要なサービスの利用を手控えたり中止したなどの利用者の声はなかったか伺います。

3点目は、低収入の方が介護施設に入所した場合、食費、居住費の負担を軽減する仕組み、補足給付ですが、その対象者を減らすことです。この制度は2005年、それまでは保険給付だった施設の食費、居住費を全額自己負担にしたとき、低所得者を施設から排除しないためにつくられた救済措置です。昨年9月議会の私の質問に対する答弁では、上田市では9月現在1,762人の方が対象となっていますが、預貯金や非課税年金の把握は難しく、対象外となる人数推計は困難との答弁でした。実際に認定外となった人数はどうか、それによって入所困難となったケースはないか伺います。

以上で1問といたします。

○ 議長（下村 栄君） 櫻田福祉部長。

〔福祉部長 櫻田 幸士君登壇〕

○ 福祉部長（櫻田 幸士君） まず、平成27年度の介護報酬改定についてでございますが、これは高齢者ができる限り住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、医療、介護、予防、住まい、そして生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現していくため、中重度の要介護者や認知症高齢者への対応のさらなる強化、介護人材確保対策の推進、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築といった基本的な考え方に基づいて行われたものでございます。

各サービスの報酬、基準の見直しには、この基本的な考え方に沿いまして、中重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支援するサービスの拡充、質の高い介護サービスを提供するための介護職員の安定的な確保、介護保険制度の持続可能性を高めるための必要なサービスの適正化の推進という方向が示されております。これらとともに、賃金、物価の動向、介護事業者の経営状況等を踏まえまして、議員からもご紹介ございましたが、基本報酬分がマイナス4.48%、しかし処遇改善に係る改定分はプラス1.65%、介護サービスの充実に係る改定分がプラス0.56%、全体ではマイナス2.27%の介護報酬の改定率となりました。

このような中で、ご質問の介護報酬引き下げによる介護事業所への影響につきましては、全体の改定率がマイナスとなっておりますので、その点での介護保険事業所への影響は当然あるものと認識しております。しかしながら、一方で今回の改定による介護報酬のプラス部分の算定、あるいは介護保険利用者の増加に伴う増収等を含め、介護報酬全体の算定としては増加している事業所もあり、各事業所がそれぞれに今回の介護報酬改定に対応した運営に取り組んでおられるものと考えております。

今年度市内で廃止、休止となった事業所につきましては、市内約360の事業所のうち、廃止した事業所が2事業所、休止した事業所が1事業所となっておりますが、いずれの事業所も介護報酬の引き下げを理由とした廃止、休止ではないというふうにお聞きしております。

次に、介護職員の処遇につきましては、介護報酬改定に係る基本的な考え方の中の一つとしまして、介護人材確保対策の推進がございました。具体的には、介護職員処遇改善加算のさ

らなる充実及びサービス提供体制強化加算の拡大という内容のものでございます。介護職員処遇改善加算とは、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算で、介護職員の賃金等の改善を実施することにより、介護報酬に加算して請求することができるというものでございます。

今回の改定では、現行の仕組みを維持しつつ、さらなる資質向上の取り組み、雇用管理の改善、あるいは労働環境の改善を進める事業所に対しましては、従来よりもさらなる上乘せ評価を実施するというものに拡充されました。介護報酬改定に伴いまして市内のほとんどの事業所ではこの加算を適用しており、介護職員の賃金改善のみならず、労働環境等の処遇向上に対しましても寄与しているものと認識しております。

しかしながら、一般的には介護職員の賃金水準の状況は依然低い傾向であり、今後も介護職員の賃金等の処遇状況には注視していくことが必要であると考えております。

次に、市内の特別養護老人ホームへの入居待機者、入居希望者数についてでございますが、ご紹介ございました、平成 27 年 3 月末現在で、在宅の方で 696 人でございます。うち要介護 1 及び 2 の方は 189 人となっております。この入所希望者数につきましては、毎年年度末ごとに各施設に対し数値の確認をしておりますことから、年度途中での集計はございません。

次に、平成 27 年 4 月の制度改正により、要介護 1 及び 2 の方が施設への入所を申し込む際には事業所から市町村へ意見書を求める必要があることから、市では事業所からの依頼に基づきこの意見書を提出することによって要介護 1 及び 2 の方の入所申請に対応しております。

なお、今後も引き続き第 6 期上田市高齢者福祉総合計画に基づき、介護保険施設につきまして基盤整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、利用者負担割合の改正についてでございますが、これは利用者本人の合計所得金額が 160 万円以上の方などについては利用負担割合を 1 割から 2 割に引き上げるというものなどございまして、この施行は 8 月分のサービス提供分からございました。市の状況を申し上げますと、平成 27 年 11 月 1 日現在で、サービス利用者である認定者数 9,046 人中、利用者負担 2 割となった方は 719 人、率にして 8% となっており、従来どおり 1 割負担の方は 8,327 人、率にして 92% でございます。

利用者負担の大きな改正があった中で、利用者の皆様からはこの制度に対する問い合わせ等をいただきました。その中で少数ではありますが、利用者自身が今後の介護サービスの利用見直しを行う必要があるといったご意見もございましたが、高額介護サービス費などの負担軽減措置もございまして、利用者の方には丁寧にご説明し、ご理解をいただいているところでございます。

次に、補足給付認定要件の追加でございます。これは、施設での介護を受ける場合に食費及び居住費のご負担をお願いしておりますが、低所得の方にはこの食費及び居住費を減額または免除するもので、この認定要件について、従前の住民税非課税世帯の方であることに

加え、新たに利用者本人の預貯金等が 1,000 万円未満であること、また住所は別であっても配偶者が住民税非課税であることの 2 点が追加されたものでございます。

ご質問の今年度の市の認定状況でございますが、7 月から 8 月にかけての一斉更新時におきまして、1,243 人の利用者から申請免除がありました。このうち 1,184 人を認定いたしました。認定されなかった利用者は 59 人おりますが、その理由は、住民税課税世帯であった方が 33 人、預貯金等の超過が 16 人、配偶者の住民税課税が 10 人でございます。これにつきましても問い合わせ等ございましたが、この認定要件の追加で施設での介護サービス利用が困難になったなどの事例は現時点では把握しておりません。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15 番 古市 順子君登壇〕

○ 15 番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

それでは、次に要支援者の訪問、通所介護を保険給付から外し、市町村が実施する新しい介護予防・日常生活支援総合事業に置きかえることについて伺います。

市町村での課題は、全ての要支援者には現行サービスの利用を保障すること、利用者の希望によるサービスの選択を保障し、サービスからの卒業を強制しないこと、事業所に対する事業費の支給は現行の予防給付の額以上の単価を保障すること、住民の支え合いは役割を明確にして、住民の自主性、創意工夫を尊重しながら公的援助を充実させることです。これらの課題をクリアできる制度設計が必要です。この事業は平成 29 年度には全市町村がスタートすることになっていますが、進捗状況はどうでしょうか。特に担い手の確保、給付単価の設定をどのように考えているか伺って、2 問といたします。

○ 議長（下村 栄君）櫻田福祉部長。

〔福祉部長 櫻田 幸士君登壇〕

○ 福祉部長（櫻田 幸士君）平成 27 年度から始まりました新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、改正介護保険法により平成 29 年度末までに移行することが定められております。ご質問のその進捗状況でございますが、現在市では既存の介護予防・日常生活支援総合事業を実施しておりまして、新しい総合事業に向け、国のガイドラインに従って今年度より新たなサービスを順次実施しております。総合事業の対象者は、要支援 1、2 の方を中心に、日常生活動作はほぼ自立できているものの、介護予防や日常生活に何らかの支援が必要な方が対象となります。

市といたしまして、介護予防につきましては、従来の予防給付の通所サービスに加えて、運動を中心とした介護予防活動に取り組みたいという利用者のニーズに合うミニデイサービスを 11 月よりスタートしたところでございます。また、地域で住民の皆様が主体となって介護予防活動に取り組めるよう、専門の指導員を派遣する地域リハビリテーション活動支援事業も開始したところでございます。

次に、新たな担い手といたしましては、生活支援事業において、従来の予防給付の訪問サ

ービスに加え、本年度モデル事業として、元気な高齢者が参加して進める生活支援型予防サービス事業をシルバー人材センターと連携して今年度内に実施できるよう準備を進めております。

次に、単価の設定につきましては、現在行われている予防給付の通所サービス、訪問サービスについての単価の変更はございません。新たなサービスにつきましては、国のガイドラインに従い、現行の介護保険予防給付費の7割程度を上限といたしまして、サービス内容に見合った単価を設定し行ったところでございます。

いずれにいたしましても、総合事業の中心的なテーマは市が直接的にサービスや支援体制をつくることであり、あわせて地域住民や団体の皆様に働きかけ、創意工夫と自発性を引き出すことでございまして、これを実現するためには多方面の皆様方のご協力をいただきつつ、時間をかけて取り組む必要もございます。そのために、NPOの代表、市民のボランティア団体等の皆様方が参加し、必要な生活支援サービスについて話し合うための協議体を来年度設置し、地域の支え合いの仕組みとしても成長させていきたいと考えております。

以上であります。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

再質問をいたします。要支援者の訪問介護利用者数は、25年度中全体の約19%、通所介護利用者数は約23%を占めています。現在利用の方が不安に思われていますし、また事業所の方も総合事業の内容を早く周知してほしいと希望をされています。相談窓口を初め事業内容の周知について、事業者、市民に対してどのように行っていくのか伺います。

先ほどの答弁で、上田市では介護事業所の廃止、休止は少ないという、3事業所ということでしたけれども、介護報酬引き下げによることはないという答弁でありましたけれども、しかし引き下げによって経営が厳しい事業所、介護職員の処遇改善ができず、職員確保に悩まれている事業所もあるのではないかと推測されます。事業所への聞き取り調査を行い、特に小規模事業者には親身な相談など支援を充実させることが必要だと考えますが、見解を伺います。

介護の中核的人材である介護福祉士の養成校は全国的に入学者が減少し、廃止も相次いでいます。上田市でも入学者が半減した養成校があるとお聞きをいたします。この状況を変えようと京都府綾部市では、養成校の新卒者が市内の事業所で働く場合、家賃の一部を2年間補助、また今年度から修学資金の貸し付けも始めました。北海道介護福祉学校では、道内30事業所が修学資金の貸し付けを行っています。市としても介護職員をふやす取り組みや処遇改善に取り組むことが必要ではないでしょうか。

志望者をふやすためには、学んだ介護の理念を生かせるような労働条件、職場環境づくりが必要です。本年度から2.27%の介護報酬引き下げの影響額は2,400億円、そのうち国費は600億円削減されました。600億円という金額は、例えばオスプレイ5機の購入と関連

経費の金額です。お金の使い方としてどちらが国民のためになるのかは明らかではないでしょうか。自治体としても県や国に対し介護報酬引き上げを要請すべきではないでしょうか。見解を伺って、3問といたします。

○ 議長（下村 栄君） 櫻田福祉部長。

〔福祉部長 櫻田 幸士君登壇〕

○ 福祉部長（櫻田 幸士君） 総合事業の対象者につきましては、ただいま申し上げましたとおり、要支援1、2の方を中心に、日常生活動作はほぼ自立しているものの、介護予防や日常生活に何らかの支援が必要な方、現行の二次予防事業対象者となりますので、相談、ケアプランの作成は現在と同様に地域包括支援センターが窓口となります。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が実施された場合であっても、新たなサービスについては利用者にとって選択の幅が広がっていくためのものであり、現在のサービスは今までどおり実施されることとなります。

いずれにいたしましても、新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施に当たりましては、市民の方や事業所の方にご理解いただけるよう、早目に周知を図りながら移行してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、事業所への聞き取り等の実態調査につきましてのご答弁申し上げます。現在県より平成27年度介護報酬改定の影響について、上田市が指定管理する地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所である地域包括支援センターへの調査依頼が市に来ておまして、各事業所にはただいま調査票を配布し、介護報酬の増減、利用者の増減等について回答をいただいている途中でございます。現時点では今回の県からの調査を活用しながら、まずは上田市指定事業所の状況把握をしていきたいと考えております。また、市としての実態調査等の実施につきましては、それらを参考にした中で必要に応じ今後検討してまいりたいと考えております。

小規模事業者への支援につきましては、小規模事業者の意向や経営状況等を把握するとともに、介護保険制度の中での可能性あるいは財源の確保等総合的な検証を行った上での対応が必要であると考えております。

次に、国や県への介護報酬引き上げの要請ということでございますが、現在の介護保険制度におきましては、介護保険料と公費を財源とした社会保障制度の仕組みとなっておりますことから、介護報酬の引き上げは介護給付費の増加に直結するとともに、介護保険料の負担増にも関連することとなります。また、高齢化に伴う介護保険利用者の増加により介護給付費は年々増加しておることから、今回の介護報酬改定では介護保険制度の持続可能性を高めるため、必要なサービスの適正化を図り、より効率的かつ効果的なサービスの提供を推進することが基本的な視点に据えられております。

以上のことから、現在の制度を維持することを前提といたしましては、介護保険料を支払う被保険者の費用負担や介護保険制度における財源増加等を総合的に判断した上で慎重に取り組むべき課題と考えております。

次に、上田市独自の介護職員をふやすための取り組みや処遇改善への取り組みにつきましては、今回の介護報酬改定における介護職員への処遇改善の拡充あるいは介護福祉士の配置が一層促進されるよう、配置割合が高い事業所への評価など、介護保険制度の中での取り組みが行われているところでございます。また、県の基金を利用して実施する介護従事者の確保に関する事業もございますので、今後必要に応じましてそのような事業の活用も検討することとし、市で直接独自に介護職員への支援等の取り組みを行うことに関しましては現状では困難であると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。

それでは、次に子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。ことし4月スタートしたこの制度の中心は保育制度改革です。子供の出生数が減少しているにもかかわらず、労働者の所得が伸び悩み低下する中で夫婦共働き化が進行し、保育を必要とする家庭がふえています。保育制度改革の本質は、人口減少時代の中で経済成長へ女性労働力を活用するために保育の受け皿を拡大しようとするところにあり、豊かな保育制度を目指すものとは言いがたい側面を持っています。

新制度では保育の必要性和必要量を市町村によって認定されます。保育の必要量は、保護者の就労に応じて1日8時間の保育短時間と、1日11時間の保育標準時間に区分されます。しかし、自治体によってその区分の考え方は大きく違うようです。上田市では短時間認定児は利用時間を超えた利用を延長保育料として徴収もしております。上田市の保育短時間区分と標準時間区分認定者の割合、公立、私立それぞれどのくらいか、また延長保育の利用者数はどうか伺います。

保育時間を2区分にすることで保護者の就労状況の変化に応じた認定の切りかえが必要です。また、一人一人の保育時間の把握など現場の負担がふえ、混乱もあるとお聞きをいたしますが、どのように捉えているか伺います。

私立保育園では保育標準時間認定により延長保育料が少なくなり、加えて延長保育についての補助金も減額しました。しかし、保育時間が伸びた分、保育士を確保しなくてはなりません、経営が厳しく難しい状況だということです。市としてどのように捉え、支援を考えているか伺います。

以上で4問とします。

○ 議長（下村 栄君）神代健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 神代 芳樹君登壇〕

○ 健康こども未来部長（神代 芳樹君）子ども・子育て支援制度について何点かご質問をいただきました。新制度への移行によりまして、お話ございましたように、保育時間の設定が保育標準時間と保育短時間の2種類となりまして、11時間まで利用できる保育標準時間

と8時間まで利用できる保育短時間区分が設定をされております。

まず、保育時間の認定区分の割合でございますが、この10月1日現在の状況で、公立園で保育標準時間が43.3%、保育短時間が56.7%、私立園で保育標準時間が58.2%、保育短時間が41.8%となっております。公立園に比べますと私立園における保育標準時間認定の割合が多くなっております。

延長保育の利用者数は、4月から10月までの利用実績で、公立保育園が4,281人で、対前年比54.3%の減、私立保育園が3,053人で、対前年比44.4%の減となり、保育時間が延長されたことに伴いまして、それぞれ大幅な利用者の減少という状況でございます。

保育時間が2つの区分になったことによりまして、個々のお子さんの保育時間の管理など保育現場での確認作業はふえましたけれども、現在のところ保育現場において大きな混乱が生じている状況はありません。今後も各保育園と連絡を密にして、日々の保育に支障が出ないよう連携してまいります。

次に、私立保育園での延長保育の影響と支援でございますけれども、保育時間が2つの区分となったことによりまして、保育標準時間においてはこれまでよりも延長保育時間が短縮され、延長保育料につきましても減額となっている状況があります。新制度ではこの点も考慮され、施設型給付として民間保育所等に支払われる運営費には保育士の処遇改善及び延長保育士の人件費等を上乘せしたものととなっております。保育時間延長に対する一定の対応はとられているものと考えております。

なお、新制度につきましては、移行1年目で流動的な部分もありますので、今後も国の動向等を注視しながら適切な園運営が実施できますよう、支援の必要性について検討してまいります。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

夫婦共働き化が進み、全国的に3歳未満児の入所希望がふえています。上田市でも今年度全体では60人入所希望は減っているけれども、3歳未満児は70人ふえているとお聞きをいたしました。より多くの保育士が必要となりますが、公立、私立とも保育士確保が課題となっております。どのような取り組みをされているか、専門職である非正規の保育士の処遇改善、真剣に検討すべきではないでしょうか。見解を伺います。

保育園児や保護者にとって保育園の先生は正規、非正規にかかわらず頼もしく、慕わしい存在です。特にフルタイムで働く担任の先生はなおさらで、先生も真剣に子供に向き合ってください。しかし、保育士の非正規化は全国的な傾向で、上田市も例外ではありません。公立保育園の保育士の正規、非正規の人数と割合はどうか、またクラス担任の人数と割合はどうか、担任が非正規だけのクラス数はどのくらいか伺います。

5問といたします。



- 議長（下村 栄君）神代健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 神代 芳樹君登壇〕

- 健康こども未来部長（神代 芳樹君）3歳未満児の入所希望がふえている中での保育士確保への取り組み、処遇改善のご質問でございます。3歳未満児の受け入れ数はこの5年間で200人以上増加するなど年々増加をしております、これに伴い必要な保育士数も増加をしております、公立園、私立園ともに保育士の確保につきましては対応に苦慮しているところでございます。

保育士確保に関する取り組みといたしましては、「広報うえだ」、ホームページ、ハローワーク等による募集のほか、保育実習生や中学生、高校生の職場体験学習等を積極的に受け入れるなど、将来の就職先、職業選択の際に市内の保育園等を希望していただけるようにも取り組んでまいります。

民間保育所に対しましては、これまでも職員の処遇向上のための市単独補助として、国の民間保育施設給与等改善費加算額に上乗せした補助であります職員加給金補助を実施しております、新制度施行後においても継続をしております。

保育士の処遇改善につきましては、これまでも市長会及び長野県を通じて国や地元選出国會議員にも要望してきたところでございます。国や県においてもそれぞれ保育士確保に向けた各種施策に取り組んでおまして、このたびの一億総活躍社会を目指す政府の緊急対策の中にも保育士不足の解消に向けた政策が示されたところでありますけれども、これまで以上に連携を図って保育士確保に向けての取り組みを進めてまいります。

次に、保育園の保育士の正規、非正規の状況でございますけれども、本年度4月1日現在の職員数は、正規職員153人、非正規職員260人で、人数の割合は、正規職員37.1%、非正規職員が62.9%でございます。クラス担任の人数と割合であります、正規職員は園長及び大規模園のフリー主任等を除いた102人、また非正規職員は一時保育担当等を除いた245人が担当しております、人数割合で正規29.4%、非正規70.6%でございます。また、クラス数は全体で190クラスで、そのうち非正規職員だけのクラス数は87クラス、割合で45.7%という状況でございます。

- 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

- 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

非正規職員だけが担任のクラスは87、45.7%ということです。大変多くなっております。平成20年に設置された上田市保育検討委員会には上田市の考える保育園のあるべき姿が示されました。その中で、上田市の考える保育園の職員配置は、3歳以上児のクラス担任は常勤職員、ゼロ、1、2歳児のクラス担当のうち1人は常勤職員とされています。保育需要は変わっていますが、この方針は堅持し、目標に少しでも近づける努力が必要ではないでしょうか。見解を伺います。

私立保育園では入所希望の多い3歳未満児も多く受け入れ、定員超過となっている現状

です。新制度では2年継続して定員を120%超えるとペナルティーが発生するというところで、平成29年度から該当が予想される私立保育園では心配をされております。未満児の受け入れ先としても私立保育園は大きな役割を果たしています。上田市としてペナルティー分の負担を検討すべきではないでしょうか。見解を伺います。

子ども・子育て支援制度に乗らない無認可保育所は市内に3カ所ありますが、夜間保育など認可保育所では対応できない部分も補っております。しかし、保護者の要望に沿って変則的な保育など実施をされており、経営は厳しい状況です。無認可保育所への補助金は昨年度並みの確保の見通しはあるでしょうか。県には無認可保育所へのさまざまな補助メニューがありますが、それぞれ保育所と相談の上、実情に合わせ活用することが必要です。最大限活用されているか伺って、私の質問を終わります。

○ 議長（下村 栄君）神代健康こども未来部長。

〔健康こども未来部長 神代 芳樹君登壇〕

○ 健康こども未来部長（神代 芳樹君）最初に、少なくともクラス担任の1人は正規職員とすべきとのご質問でございます。正規保育士の雇用につきましては、市全体で上田市定員適正化計画を進めておりまして、大幅な増員が望めない状況にはあります。現在の常勤保育士数を維持しながらも、将来的な人口減少あるいは少子化を見据えるとともに、保育園等の統廃合を進める中で必要な保育士数を確保して、クラス担任のうち1人は正規職員を配置できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、私立保育園での未満児の受け入れのご質問です。子ども・子育て支援制度におきましては、定員超過に対する施設型給付の取り扱いにつきまして、2年間連続して年間平均在所率が定員の120%を超える場合には、施設型給付費の一部を減額調整する方向で検討が進められております。私立保育園にはこれまでも未満児を含む多くの園児を受け入れていただいております。今後も未満児の入園希望につきましては引き続き増加することが予想されますため、入園を希望するお子さんを受け入れるためには、公立、私立の保育園が連携、協力して受け入れを行っていく必要があります。現状では減額調整の内容が公表されていないこともありまして具体的な検討が行えない状況にはありますが、私立保育園に定員の120%を超える園児の受け入れをお願いする場合には、市としても何らかの対策を検討する必要があると考えております。

次に、認可外保育施設への補助でございますけれども、今年度予算におきましても昨年度並みの予算を確保いたしております。乳児保育、1歳児、2歳児保育、一時保育、休日保育等の必要とされる補助項目につきましては、県の補助事業を活用するとともに、市独自に保育料減免事業補助を実施するなど、認可外保育施設への支援の充実を図っております。今後も県の補助メニュー等の活用も図りながら支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員の質問が終了しました。